

みどり投資促進税制の活用にあたっての留意点① (農業者向け)

税制の適用を受けられるのは、

化学肥料・化学農薬の使用低減（有機農業を含む。）への取組について

- ・「環境負荷低減事業活動実施計画」又は
- ・「特定環境負荷低減事業活動実施計画」

を作成し、都道府県知事の認定を受けた青色申告を行う農業者です。

対象となる機械等は、国が確認したものに限られます。

国が確認した機械等の名称・型式は農水省HPでリストを公表していますので、実施計画を作成する際は、**最新のリストを確認してください。**

※対象機械等の取得価額が100万円を下回る場合や中古のものを取得した場合、販売開始日から10年後の日を含む年の翌年以降に取得した場合は、本税制は適用できません。

最新のリストはこちら



注意：計画に記載のない機械等については税制の適用を受けられません。

必ず、税制の適用を受けようとする機械の名称・型式を、

(特定)環境負荷低減事業活動実施計画の「別表2」に記載してください。

(別表 2)

環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入に関する事項

設備等を導入する者の氏名又は名称：

注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

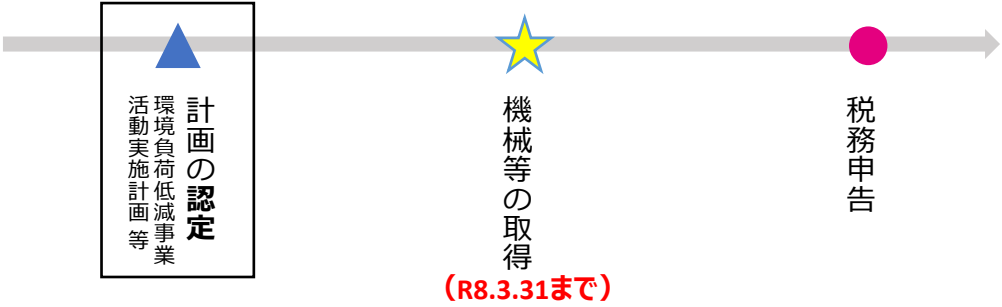
2 設備等の導入を行う者（関連措置実施者を含む。）ごとに作成すること。

導入時期		番号	設備等の種類・名称／型式	一体的な設備等	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	特例措置
○年度	月	①						
	月	②						
	小計							
○年度	月	③						
	月	④						
	小計							
○年度	月							
	月							
	小計							
合計								

みどり投資促進税制の活用にあたっての留意点② (農業者向け)

計画認定の前に対象機械等を取得（引き渡し・納品）してしまうと、
税制の適用を受けられません。

計画の申請・認定と設備投資のタイミングには十分留意してください。



税務申告時には、「償却限度額の計算に関する明細書」を所轄の税務署に提出いただきます。

このほか、

- ・（特定）環境負荷低減事業活動実施計画
- ・ 都道府県知事からの計画認定通知書
- ・ 納品書等（取得した機械の名称・型式、取得日等が分かる書類）

などの書類・帳簿類については、一定期間（※）適切に保存する必要があります。

（※）領収書は7年、契約書・納品書等は5年

旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書				事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	(	)
種別	1								
構造	2								
細目	3								
取得年月日	4								
事業の用に供した年月	5								
耐用年数	6								
取得価額又は製作価額	7	外							
減価償却額	8								
残価	9								
以後取得分	10								
増加償却額	11								
減価償却率	12								
当期分の普通償却限度額等	13								
当期分の特別償却限度額	14								
特別償却額	15								
特別償却限度額	16								
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	17								
合計	18								
当期償却額	19								
償却不足額	20								
償却超過額	21								

みどり投資促進税制は、

- ・ 所得税にあつては第11条の4第1項、
- ・ 法人税にあつては第44条の4第1項

に基づき、特別償却が適用されます。

括弧内には特別償却率（機械等32%又は建物等16%）を記載してください。

別表十六(二) 令四・四・一以後終了事業